

機密性 2

高松高裁総第 831 号

(庶ろ-03)

令和4年12月19日

最高裁判所事務総局家庭局長 殿

高松高等裁判所長官 秋吉仁美

調停運営協議会の協議結果要旨について

(7月19日付け家二第695号に対する報告)

標記の協議結果要旨は、別添のとおりです。

令和 4 年度調停運営協議会協議結果要旨

第 1 民事関係問題

(協議問題)

民事調停が直面する課題を克服してより良い調停運営を実現するために、調停委員の技能向上を図るに際しての具体的方策について、次の点を中心に各庁の実情や工夫点等を伺いたい。

- 1 民事調停が置かれている状況について
- 2 調停委員に求められる技能について
- 3 調停委員が必要な技能向上を図る方策について
 - (1) 調停委員が必要な技能向上を図る工夫例について
 - (2) 研修その他の課題について
 - (3) 裁判所との連携

(出題理由)

国民の働き方が多様化したことに伴い、特に年齢の低い調停委員の確保が困難となつた結果、その実働期間が短くなり、また、新受事件数の減少に伴い、OJT の機会を確保することが困難となっている状況から、調停委員の育成を実効的に行う必要性はますます高まっている。そこで、これらの問題を解消し、国民のニーズに沿つた調停運営を実現するために、調停委員の技能向上を図るに際しての具体的方策について協議したい。

【協議結果】

(各庁意見)

1 協議問題 1 について

- ・ 近時の民事調停は、新受件数減少の中、定年延長等の働き方改革により若手調停委員の確保が困難になっている上、事件の複雑化、多様化とともにインターネットの普及に伴い不正確な法律知識をもとに自己主張に固執する当事者が

増えていることや、依頼者からよく事情を聽かずに、とりあえず調停で相手の出方を探ってから今後の方針を考えるといった代理人も一部に見られることなどにより、審理期間の長期化や成立率の減少といった課題も顕在化している。

([] 地裁)

- 専門的知見を要する事件が多く、紛争の内容も複雑化・困難化している状況にある。 ([] 地裁)
- 支部については、専門性を有する調停委員の人数が限られている状況である。

([] 地裁)

2 協議問題2について

- 調停委員には、基本の傾聴能力はもちろん、先見性、問題点把握能力とそれを理解して説明し調整するなどの問題解決能力、当事者任せにしないリーダーシップ、計画的に調停を進めるマネジメント能力などが求められる。 ([] 地裁)
- 情報収集、計画的な進行管理、当事者に信頼感を与える雰囲気づくり、問題点の整理と分析、公平さ、解決に向けて全力を傾ける姿勢、傾聴能力、当事者に調停制度の趣旨である互譲の精神を理解させ、当事者に解決に向け協力を求める能力が必要である。 ([] 地裁)
- 傾聴能力、要点把握能力、専門的知見が重要と考えている。 ([] 地裁)
- 評議において聽取すべき事項は何であるのか、合意に向けて何が重要となるのか、紛争の全体像はどうなっているかを把握する能力が必要である。 ([] 地裁)。

3 協議問題3(1)について

- 調停主任との事前評議前、事後評議後において調停委員同士で評議をし、専門的知識を有する調停委員から意見を伺い、疑問点をできるだけ解消している。 ([] 地裁)
- OJTについては、評議が重要である。次回期日までに何を準備させるか、

何が課題となったか、調停を継続させるべきかどうかについて確認し意見交換をすることが技能向上につながる。 (■地裁)

- 専門知識を有する調停委員を活用していくことが重要である。評議では調停主任が主導して専門知識を有する委員を活用することはもちろん、事件指定されていない専門知識を有する委員に対しても、意見を聞くことがよいと考える。評議では、調停主任が法的問題点及びその資料を配布することも技能向上につながる。また、裁判所職員も交えながら自主研修会を開催すること、ベテランと新任の調停委員を組ませて、質疑応答をさせることも技能向上につながる。

(■地裁)

- 研修により、法律知識、専門知識、面接技法、傾聴方法を養うこと、計画的な進行管理を進めるために手順を時系列に示したマニュアルを作成すること、経験豊富な委員と経験の浅い委員との情報交流をすること、模擬調停による訓練をすることが技能向上につながる。 (■地裁)

- 支部で委員の人数が少ないため、家事調停委員と合同で研修を実施して技能向上を図っている。 (■地裁)
- コロナ前では実施していた懇親会も重要であった。委員同士でコミュニケーションがとれること、人となりがわかること、仲間同士で意見交換しながら支えあうことも重要である。 (■地裁)

4 協議問題3(2)について

- コロナにより研修が20人程度に制限されているが、その制限の解除を検討していただきたい。 (■地裁)
- 協会が主催する支部の委員との研修は、テレビ会議で実施したいが、協会では機材を用意できない。裁判所の機材の使用について検討していただきたい。

(■地裁)

- 専門知識を有する調停委員の確保をお願いしたい。 (■地裁)

5 協議問題3(3)について

- ・ 家事調停で実施していた意見交換会を民事調停でも実施してほしい。 ([]
地裁)

(裁判官のコメント)

- ・ 紛争が複雑化し権利意識が向上した現在の状況下においては、法的観点から適切な見通しを持ったうえで、かつ、紛争及び当事者の個性を踏まえた柔軟な解決が必要である。紛争は早く解決してほしいが、自分の話は傾聴してほしいといった相反するニーズについてどのように対応していくかが問われている。今回議論したツールを磨いて今後も対応してほしい。
- ・ 紛争が複雑化し専門化しているので、専門知識を有する委員がいることは調停の強みとなる。評議の重要性について議論があったが、事案を的確にとらえて、紛争の解決のキーはどこにあるのかについて、評議の場で議論することは重要である。評議前に調停委員同士で議論することは評議を活性化し、より的確な問題点の把握につながると考える。事情聴取は、傾聴が基本となると同時に、共感的態度で接し当事者の気持ちを汲み信頼関係を築くことが重要である。事情聴取事項は、評議で調停主任と議論してポイントを把握してほしい。調停期日を重ねることでわかるポイントもあるため、密に評議をしてポイントを逃さないことが重要である。調停事件が減少していることからOJTが難しくなっているが、この点は模擬調停で工夫し、先輩委員の技能を継承し習得してほしい。

(参列員等のコメント)

- ・ 調停協会の研修では、調停委員に就任している司法書士、弁護士等の委員だけでなく、外部から講師を招いて実施する案もある。調停協会が実施する研修内容については、裁判所にも情報提供をしていくので、裁判所実施の研修企画に役立ててほしい。
- ・ 調停の良さは、柔軟性があること、紛争全体が解決できること、将来も決められることがある。当事者のニーズを聞きながら紛争全体のターゲットなるポイントを見極め、ターゲットに働きかけて、当事者の気持ちに気づき、その気持ちを

変え、本来なら取り入れられない要素も取り入れて解決できることは、調停の醍醐味である。そのため、調停委員には、ある程度の法的知識はわかってもらう必要があるとともに、傾聴といった技法、人の心についても勉強が必要であり、人間力が求められる。法的な知識、技法といった抽象的な知識は裁判所の研修等で付与できるが、実際の人の心の動かし方は、ベテランの調停委員に披露してもらうのがよいため、調停委員同士でも方法論等について情報共有をしてほしい。裁判官の見方だけではうまくいかないこともあるので、調停委員からも条理にかなった提案をしてもらい、評議を充実させてほしい。調停に代わる決定は、全国と比較し高松高裁管内は件数が少なめであるので、その決定の利用も検討してほしい。

第2 家事関係問題

(協議問題)

協議テーマを「調停の本質・利点や利用者のニーズを改めて見つめ直し、在るべき調停運営の姿を考え、実践していく取組全体を振り返り、同取組の更なる推進のために調停委員が果たすべき役割について—ウェブ会議の導入も見据えて—」として、次の問題について協議する。

1 調停の本質・利点や利用者のニーズを改めて見つめ直し、在るべき調停運営の姿を考え、実践していく取組について

- 同取組の各庁における実情
- 同取組についての調停委員としての受け止め、調停運営についての意識の変化、同取組の効果等についての実感
- 同取組の更なる推進のために調停委員が果たすべき役割

2 ウェブ会議を利用した調停手続について

- ウェブ会議の導入についての調停委員としての受け止め
- ウェブ会議を利用した調停手続における事情聴取・調整の在り方（対面による場合や電話会議の方法による場合との異同、効果的な活用方法など）

【協議結果】

(各庁意見)

1 協議問題1について

- 一期日の調停時間を80分から90分とし、最大でも120分とする試みを行っている。全時間内での傾聴に割く時間配分に悪戦苦闘している。中間評議の際には、評議待ち時間が長くなることを避けるため評議連絡票を活用している。運用改善は、継続的に行っていく予定である。 (■家裁)
- 当日の進行の見通しを立て、時間配分や評議のタイミングを意識しながら聴取することを、期日当初に当事者にも伝え、一期日の大まかな流れを当事者にも共有している。時間配分チェック表を活用することで、配分の偏りや、長時間待たせた場合の声掛け等進行には留意するようしている。評議連絡票を活用しており、評議待ちを極力回避している。また、裁判官作成による期日進行メモに基づいて、簡単な事前評議を行っており、その期日メモに基づいて聴取のポイントや到達点をあらかじめ意見交換してから臨んでいる係もある。 (■家裁)

- 取組を行うに際して、当事者間の感情的な対立が際立つため、まずは、自身の感情を客観視させるようするが、困難さを感じている。 (■家裁)
- 従来は、原則全件事前評議としていたが、事案に応じて、事前、中間、事後を柔軟に使い分け、特に中間評議を積極的に活用する運用とした。期日までに担当裁判官が、事前、中間、事後のいずれかを選択した上で、札を事件記録ファイルに挟み込んでおり、調停委員としては、評議のタイミングに向けた密度の濃い聴取を行い、結果として効果的な調停運営につながっている。裁判官が他事件の処理等ですぐに対応できない場合、調停委員は、評議シートに評議の要点を簡潔に記載し、担当書記官に伝え、担当書記官はその評議の要点を裁判官に伝達し、裁判官から評議待ち時間の見通しや暫定的な指示を受けることもでき、充実した評議及び効率的な評議、調停の進行が可能となっている。 (■家裁)

家裁)

- ・ 全件評議が導入され、令和2年秋以降、コロナ感染予防対策の実施を機に、電話会議による調停手続の活用、期日時間の短縮、資料の事前提出、進め方フローチャートの活用等の取組が順次実施されている。全件評議の導入が契機となって、調停委員が役割を認識し、より効果的な調停運営の手法やプロセスへの工夫が模索されるようになった。その後の一連の取組についても抵抗感なく実践され、その結果が全件評議の懸念であった待ち時間の解消にも役立つという好循環を生んでいるものと考える。 (■家裁)
- ・ まず取組がありきではなく、メリハリのある調停運営を進めて行くのには、法的知識や期日間準備の進行能力の格差があるのも前提に、当事者との信頼関係を構築した上で円滑に進めて行くこと、当事者の理解を踏まえて、事案に応じ、適切に各取組を働き掛けて行くことが重要である。 (■家裁)
- ・ 期日間での主張書面等の提出を指示し、双方が同書面等を検討した上で次回期日に臨めるよう日程調整を図って、効率的運営に努めている。 (■家裁)
- ・ 遠隔地居住の当事者に対して、電話会議による調停手続が増加したように見受けられるが、離婚や遺産分割等の調停を円満に解決するのはかなり困難であるという感想を持っている。電話会議による調停手続は、時間的、経済的、体力的にも非常に利便性の高い方法との認識はある。 (■家裁)
- ・ 電話会議を用いた調停手続の運用に当たって、他裁判所に出頭しない形での電話会議を行う場合には、事前に当事者から裁判所に対して、誓約書の提出を求めている。 (■家裁)
- ・ 各取組に対する理解を深めるために、令和5年1月の自主研修において、取組の趣旨や全体像の確認、改善点等についての議論を予定している。 (■家裁)

(参列員等のコメント)

家事調停においては、身近な方との紛争で傷ついた感情等を十分に受けとめつ

つ、紛争に巻き込まれて落ち込んでいた本人の現実検討能力を回復させて、主体的に解決に導くことに一番本質的な良さがある。納得性が高まり、解決意欲を持って決まった内容は、自ら履行してくれることとなり、実質的解決につながる。そのための方策としては、感情的な共感を伴う傾聴が重要である。一方で、現実検討を促していくためには、裁判所、調停委員会として聞くべきことを聞き、伝えるべきことは伝える、という作業を行っていく必要があり、そのためには、評議の充実が重要である。

(裁判官のコメント)

メリハリというと当事者を制限するというイメージが先行するかもしれないが、例えば、浮気をした妻が子どもを連れて家を出て行き、夫としてはそのような妻に子どもの養育は任せられないと主張するケースにおいて、漫然と妻への不満を述べる夫の話を聞くだけではなく、今まで子どもの世話を誰が見ていたのか、次の予防接種の時期がいつか知っているか、学校から子どもが帰ってきた際に誰がみるのか、といった監護状況に関する質問をしてみて、浮気をしたこととは別に、子どものためにはどうするのがよいかに目を向けてもらうことも、メリハリを付ける運用の一つの在り方だと思われる。これを実現するため、有効に評議を活用していくことが考えられる。

また、当事者と調停期日の時間を共有しながら進めていくという話があったが、待ち時間、自分が聴取を受ける時間が分かれば、満足度の高い調停の実現に資すると思われる。このように、取組の趣旨を考えながら実践していくことが重要である。

2 協議問題2について

ウェブ会議を用いた調停手続については、[]家裁本庁において本年10月17日以降運用が開始している。当事者による利用ニーズは、今後も更に高まることが予想され、調停委員も積極的に導入準備から関与してきている。今後は、メリハリのある調停運営の取組を意識しつつ、当事者との信頼関係の構築手法、録

音録画も含め情報流出等のリスク等の課題に対して、事例を重ねる中でノウハウを蓄積し、今後の円滑かつ安定した運用につなげたいと考えている。非公開性の担保、成りすまし防止及び録音録画の関係では、裁判所においてウェブ会議チェックマニュアルが作成され、この手順に従って確認を行っている。 (■家裁)